平成２３年（フ）第１０７号
愛知県大府市桃山町３丁目329番地
債務者　大槻　　求
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　健治
4　破産債権の届出期間　平成23年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８２号
札幌市南区澄川３条１丁目３番１―804号
債務者　伊藤　真弓
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　亘洋
4　破産債権の届出期間　平成23年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５５号
名古屋市東区東大曽根町32番10号　チサンマンション徳川町511号
債務者　西山　守彦
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　貴之
4　破産債権の届出期間　平成23年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６１号
名古屋市北区東水切町２丁目22番地
債務者　田中　　弘
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江本　真理
4　破産債権の届出期間　平成23年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０３８号
札幌市手稲区富丘１条３丁目５番20―107号
債務者　今村しおり
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東内　　研
4　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２号
長野県上田市古里857番地21
債務者　高見沢重幸
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　　準
4　破産債権の届出期間　平成23年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１０号
長野県東御市加沢1406番地83、住民票上の住所長野県上田市古里857番地21
債務者　高見沢　昇
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　　準
4　破産債権の届出期間　平成23年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３８００号
愛知県常滑市字菅場６番地の４
債務者　園川マイカーセンターこと　園川　岩治
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　憲士
4　破産債権の届出期間　平成23年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８０１号
愛知県常滑市字菅場６番地の４
債務者　園川　敦子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　憲士
4　破産債権の届出期間　平成23年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６号
熊本県山鹿市鹿本町来民2320番地
債務者　田尻　智明
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮﨑　耕平
4　破産債権の届出期間　平成23年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
千葉県木更津市請西南２丁目１番地６　エヴァーグリーン201
債務者　佐久間奈緒（旧姓宗政）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　孝伸
4　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１２号
岡山県倉敷市玉島道口3873番地１
債務者　池本　明弘
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　**隆**司
4　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
三重県伊勢市常磐１丁目11番５号
債務者　出崎　道雄
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成23年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月１日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４６８号
岡山県浅口郡里庄町大字里見3169番地７
債務者　向川　秀志
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４８３号
岡山県浅口郡里庄町大字里見3246番地９
債務者　浅野　広宣
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係